

事業名	【継続】 重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
548万7					548万7
事業期間	昭和54年度～			総事業費	

【事業目的】

重度心身障害者が、タクシーや路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、障害者の社会活動の範囲を広め、心身障害者の福祉の向上を図ります。

【事業概要】

《内容》

1枚100円の利用券を1年間に一人当たり200枚交付

《対象者》

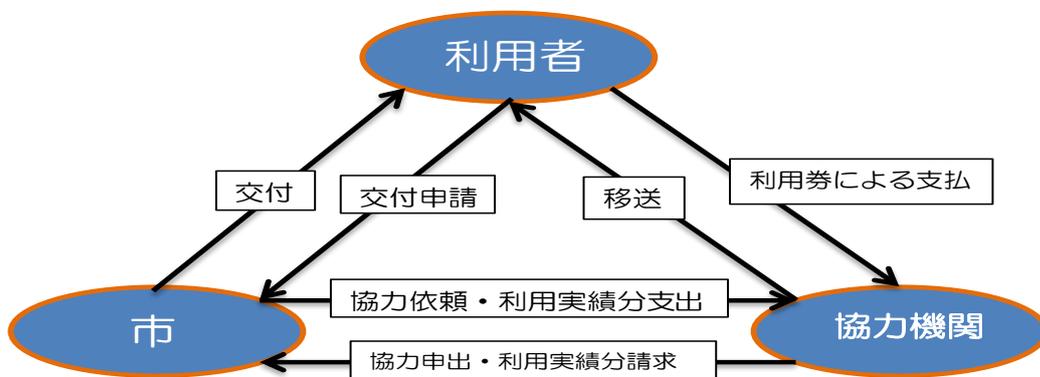
自ら運転を行わない在宅者のうち、移動が困難な次のような方

- ・療育手帳の交付を受けた方
- ・身体障害者手帳（1級～2級）の交付を受けた方で、車いすを常用している方
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、一定の条件に該当する視覚障害者や通院により人工透析を行っている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

《協力機関》

市内に所在する会社

- ・タクシー（有明、小嵐、島鉄、長崎第一交通、平成観光、本多観光）
- ・介護タクシー（おかげ、長崎第一交通、林田観光、ほおじろ）
- ・鉄道、路線バス（島原鉄道）



科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書  
115P

事業名	【継続】 障害者福祉医療費給付事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1億33万3		5,000万0			5,033万3
事業期間	昭和49年度～			総事業費	

【事業目的】

心身障害者に対し医療費の一部を助成することによって、障害者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図ります。

【事業概要】

対象者

- ①身体障害者手帳 1級、2級、3級
- ②知的障害者療育手帳 A1、A2、B1
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級



支給対象者が国民健康保険及び医療保険各法の規定によって医療の給付を受け、その医療に要する費用の一部負担金を支払った場合において行います。

身体障害者手帳 1・2級  
療育手帳 A1・A2

一部負担金から入院、通院とも1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額を支給。  
※処方箋による調剤薬局は全額支給。

身体障害者手帳 3級  
療育手帳 B1

一部負担金から入院、通院とも1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額の1/2を支給。  
※処方箋による調剤薬局は一部負担金の1/2の額を支給。

精神障害者保健福祉  
手帳 1級

一部負担金から通院のみ1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額を支給。  
※処方箋による調剤薬局は全額支給。

科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

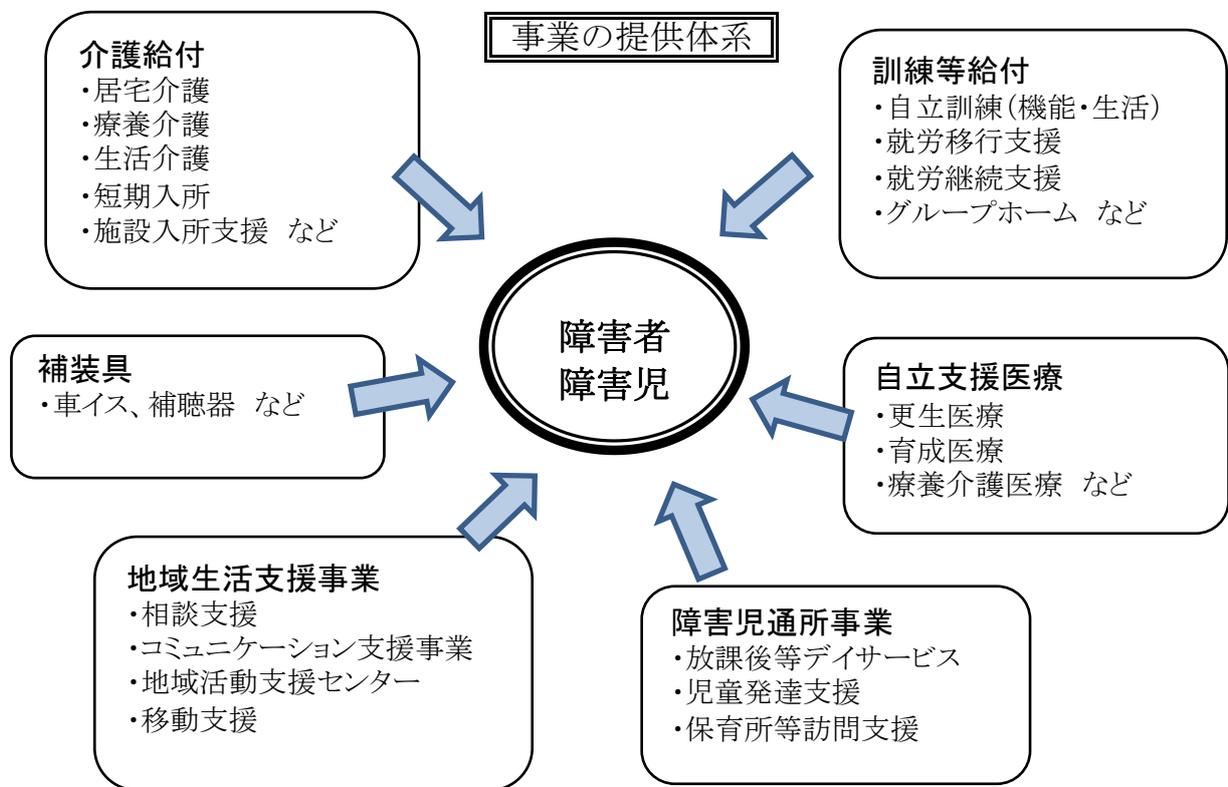
事業名	【継続】 障害者自立支援給付事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
16億2,184万6	7億9,649万7	3億9,899万7		142万2	4億2,493万0
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

障害者総合支援法による自立支援給付事業（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業など）や障害児通所事業を提供し、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

【事業概要】

- 《事業内容》 障害者等の総合的支援を目的に、支援の必要度合いに応じた各種サービスを提供します。
- 《利用者負担》 原則1割負担（ただし、所得に応じた負担上限額を設定）
- 《負担割合》 事業費の負担割合 国1/2、県1/4、市1/4



科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 生活困窮者自立支援事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
615万2	458万5				156万7
事業期間	平成27年度～			総事業費	

【事業目的】

平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法に基づき「自立相談支援事業」及び「住宅確保給付金」を実施することにより、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を行います。

【事業概要】

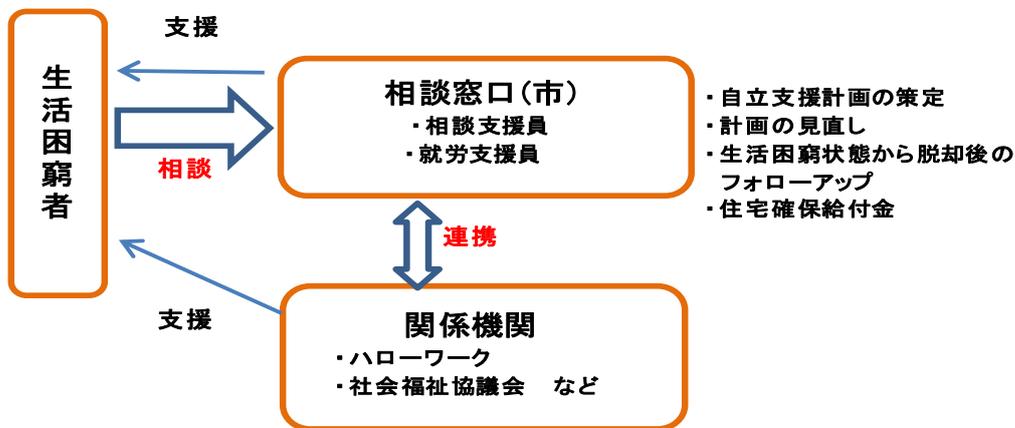
◎「自立相談支援事業」

生活困窮者からの相談を受け、その抱えている課題に応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、関係機関（ハローワーク等）と連携して、生活困窮状態から脱却できるよう自立支援計画に基づく就労支援等を行います。

平成28年度までは社会福祉協議会へ委託していましたが、平成29年度からは市が直接実施しています。

◎「住宅確保給付金」

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、就職に向けた活動をするなど条件に一定期間、家賃相当額の「住宅確保給付金」を支給することにより、安定した住居の確保と就労による自立を図ります。



科目	3款	1項	1目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書
121P

事業名	【継続】 ねたきり老人等介護見舞金支給事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
915万0					915万0
事業期間	平成7年度～			総事業費	

【事業目的】

在宅のねたきり老人又は認知症老人を介護する方に対し、ねたきり老人等介護見舞金を支給することにより、日頃の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図ります。

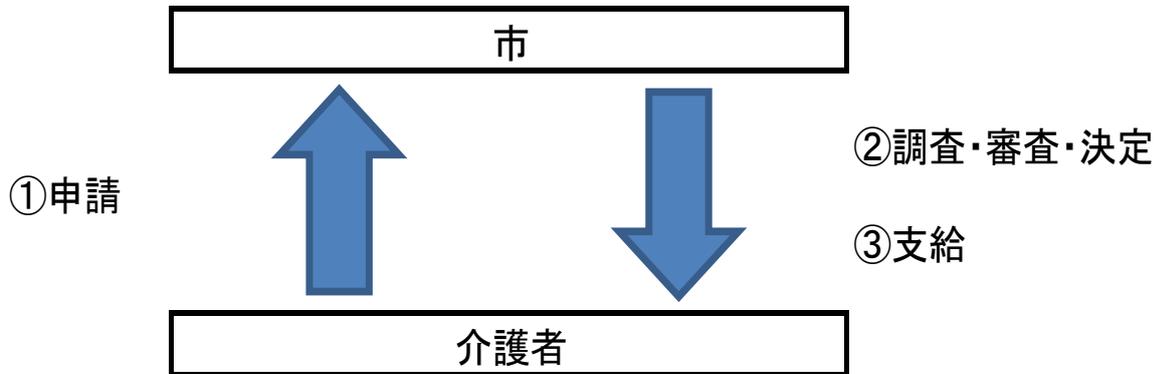
【事業概要】

《内容》

ねたきり老人等1人につき年額5万円を支給します。

《対象者》

9月1日現在、本市に住所を有する方で、基準日（9月1日）前1年間において6ヶ月以上居宅で介護している方（入院、入所期間が6ヶ月以上ある場合は該当しません。）



科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	ねたきり老人等1人につき支給額50,000円			ねたきり老人等1人につき支給額50,000円		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書  
121P

事業名	【継続】 高齢者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,606万6					2,606万6
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

高齢者がタクシー・路線バス・鉄道を利用する際の料金の一部を助成することで、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに地域交通の振興を図ります。

【事業概要】

《内容》

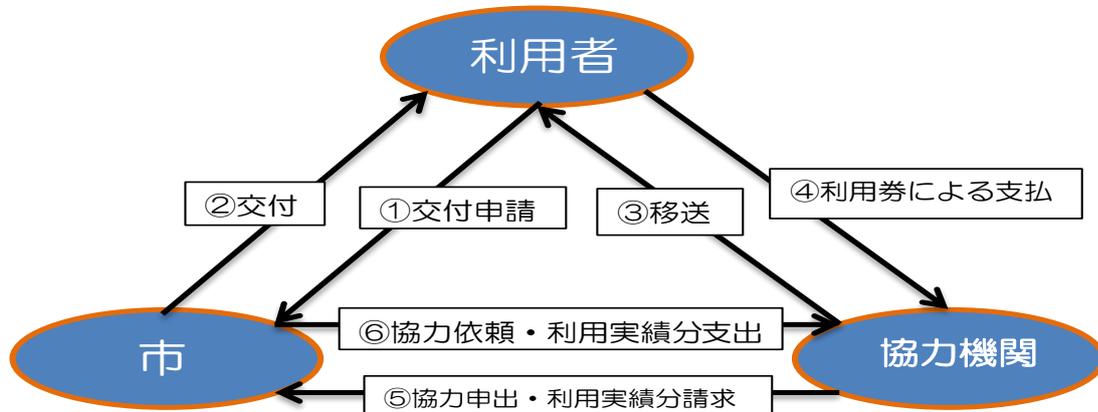
1枚100円の利用券を1年間に一人当たり70枚交付します。  
利用1回につき500円まで利用できます。

《対象者》

島原市に住所を有する人で、次のいずれかの要件を満たす人  
①75歳以上で、所得税非課税かつ車を運転しない人  
②65歳以上で、運転免許証を自主返納した人

《協力機関》

市内に所在する会社  
・タクシー（有明、小嵐、島鉄、長崎第一交通、平成観光、本多観光）  
・介護タクシー（おかげ、林田観光、ほおじろ）  
・鉄道、路線バス（島原鉄道）



科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

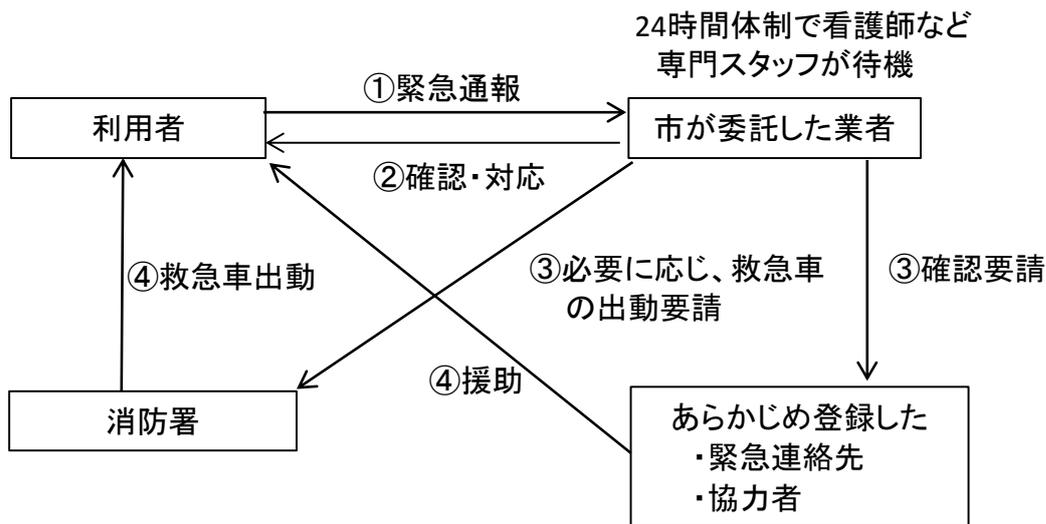
当初予算書  
121P

事業名	【継続】 緊急通報システム				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
348万7				64万8	283万9
事業期間	平成15年度～			総事業費	

【事業目的】

ひとり暮らし高齢者などが、急病などの際、簡単な操作で緊急であることを知らせることができるシステムで、高齢者の安全確保と不安解消を図ります。

【事業概要】



※緊急通報の受付以外にも、毎月2回、安否確認の電話連絡

▼対象者 ひとり暮らし高齢者

※高齢者夫婦で、一人が寝たきりや介護が必要な世帯や、昼間一人となる世帯なども生活状況を勘案し、利用希望申請に基づき機器を貸与します。

登録者数 180人 (H29.4.1現在)

▼利用料 月額300円

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 敬老無料入浴サービス				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
330万0					330万0
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

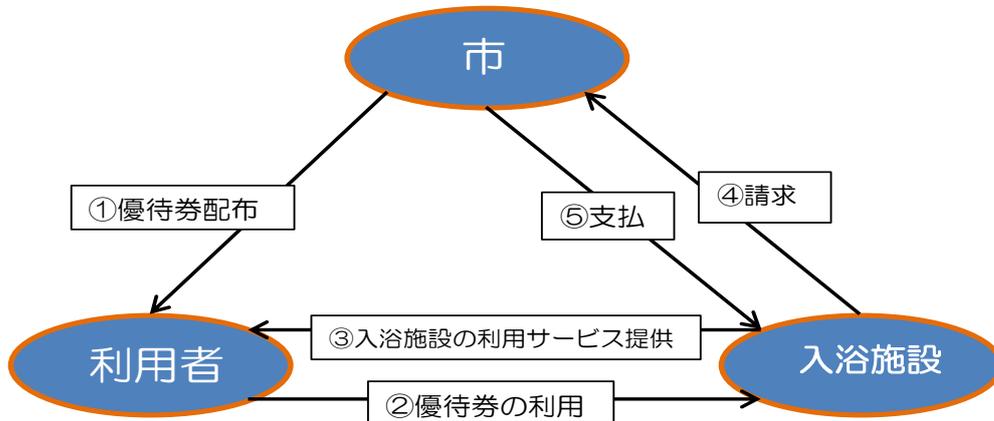
長年社会に貢献してこられた高齢者を敬愛し長寿を祝福します。

【事業概要】

《内容》 対象者へ入浴優待券を1人5枚配布し実施期間中（敬老の日から1か月間）の入浴を楽しんでいただきます。

《対象者》 基準日の9月1日に満70歳以上の方

《実施施設》 「ゆとろぎの湯」、「有明福祉センター美人の湯」



年度	対象者数	期間	延利用者数	内訳	決算額
25	11,041	9/16～12/15 (3か月間)	15,835	ゆとろぎの湯 9,797 有明福セ浴場 6,038	414万7千円
26	11,100	9/15～11/14 (2か月間)	16,760	ゆとろぎの湯 10,455 有明福セ浴場 6,305	456万5千円
27	11,030	9/21～11/20 (2か月間)	13,512	ゆとろぎの湯 8,726 有明福セ浴場 4,786	371万1千円
28	11,030	9/19～11/18 (2か月間)	13,408	ゆとろぎの湯 8,607 有明福セ浴場 4,801	367万6千円
29	11,197	9/18～11/17 (2か月間)	13,679	ゆとろぎの湯 8,650 有明福セ浴場 5,029	373万8千円

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	9月18日から11月17日までの間 (2か月間) 優待券は一人5枚			9月17日から10月16日までの間 (1か月間) 優待券は一人5枚		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書
123P

事業名	【継続】 ねたきり高齢者等おむつ費助成事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
228万0					228万0
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の世帯に対し、おむつ代の一部を助成することにより、介護にかかる負担を軽減します。

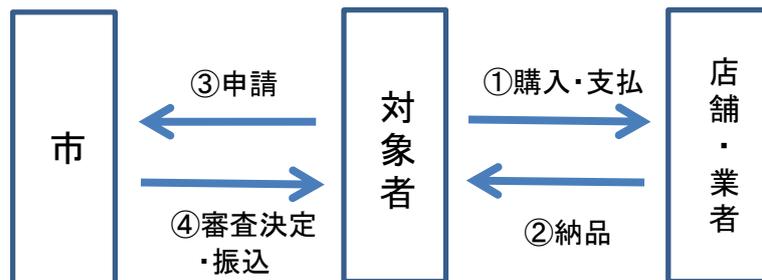
【事業概要】

《内容》

購入費の3分の1を助成し、上限を月額5千円とします。

《対象者》

- 満65歳以上のねたきり高齢者及びねたきり身体障害者で次のいずれも満たす方
- (1) 常時おむつを使用している方
  - (2) 前年分（1月から6月までの間に購入した分について申請する場合にあっては、前々年分）の所得税非課税世帯に属する方
  - (3) 日常生活動作の状況が要綱に定める調査表の該当要件を満たす方



科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	購入費の3分の1を助成 上限は月額5千円			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【新規】 有明温泉温泉用水中ポンプ購入				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
567万5					567万5
事業期間	平成30年度			総事業費	567万5

【事業目的】

温泉用水中ポンプの予備を購入し、現在稼働中のポンプの故障等不測の事態に備えることで、安定した運営が可能になります。

【事業概要】

温泉用水中ポンプは、入れ替えのため引き上げて専門事業者（静岡）に送り、オーバーホールして予備のポンプとして、不測の事態に備え次回に入れ替えまで保管しています。

しかし、平成29年度の入替えでは、引き上げたポンプの破損が激しくオーバーホールが不可能であり、予備のポンプがない状態となりましたので、新規でポンプを購入し、不測の事態に備えようとするものです。



科目	3 款	1 項	8 目	目名称	有明福祉センター管理費	有明支所
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			温泉用水中ポンプ購入		—

事業名	【継続】 福祉医療費（乳幼児等）				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1億1,368万8		4,582万4	2,170万0		4,616万4
事業期間				総事業費	

【事業目的】

乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭等の子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを目指すとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、人口減少の歯止めを図ります。

【事業概要】

(1) 対象者等

区分	要件	助成方法	所得制限
① 乳幼児	出生から小学校就学前までの者	現物給付	なし
② 小中学生	小学校就学から中学校卒業までの者	償還払い	なし
③ ひとり親	父・母	償還払い	あり
	子		
④ 寡婦等	60歳～69歳の独居者(扶養されていない者) ※所得税非課税世帯のみ	償還払い	あり

※現物給付 医療機関で受給者証を提示していただくことで、福祉医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。市への支給申請は必要ありません。

※償還払い 医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、翌月以降、領収書を添付して市へ申請することで、後日、助成額を口座へ振り込みます。

(2) 給付内容

区分	内容
① 乳幼児	・医療機関に支払った額(保険適用分)から、医療機関ごと、1か月ごとに自己負担額(1日800円、月上限1,600円)を控除した額
② 小中学生	
③ ひとり親	・院外処方の薬代は全額給付(自己負担なし)
子	
④ 寡婦等	・医療機関に支払った額(保険適用分)から、1日1,200円を控除した額(入院のみ)

※負担割合 県1/2 市1/2 (小・中学生分は県費補助なし)

科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引続き実施予定

事業名	【新規】 ファミリーサポートセンター事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
258万4	72万0	72万0			114万4
事業期間	平成30年度 (単年度事業)			総事業費	

【事業目的】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）と該当援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を「島原市ファミリーサポートセンター事務局（市こども課）」で行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

【対象者】

- 児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）
  - ・市内在住で、生後6か月から小学生までの子どもをお持ちの方
- 児童の預かりの援助を行いたい人（提供会員）
  - ・市内在住で、心身ともに健康で子育てに熱意がある方
  - ・原則、自宅で子どもを預かることができる方
  - ・本センターの講習を修了した方

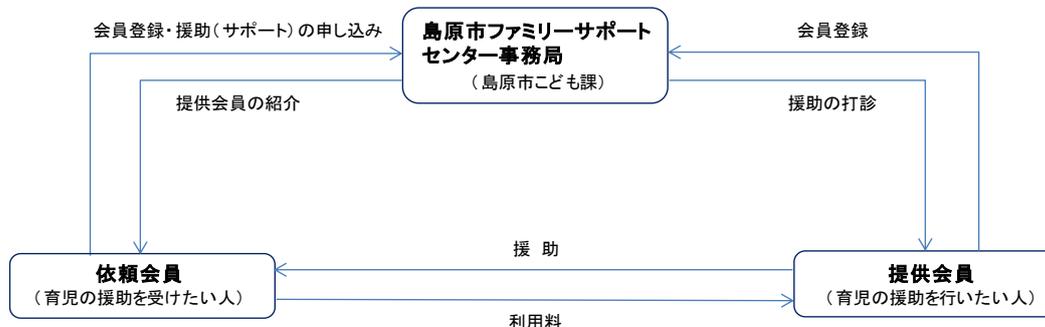
【事業内容】

相互援助活動の内容は、おおむね次に掲げるものとします。

1. 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
2. 保育施設までの送迎
3. 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
4. 学校の放課後の子どもの預かり
5. 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
6. 買い物等外出の際の子どもの預かり

【預かりの時間】（予定）

- 原則 7：00～22：00



科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	-			上記事業概要と同じ (新規事業)		引き続き実施予定

事業名	【継続】 産前産後のママサポート事業				
当初予算額	財源内訳 (単位:千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
40万0				10万0	30万0
事業期間					総事業費

【事業目的】

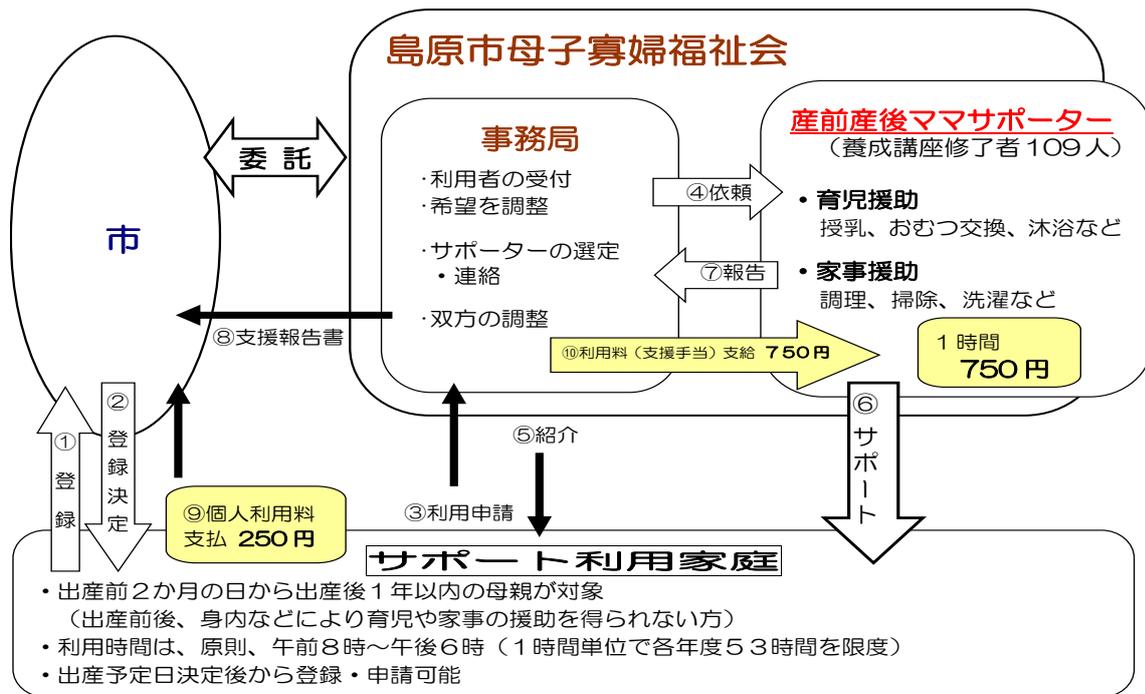
出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し子育て家庭を直接支援するため、出産前2か月の日から子どもが1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う“産前産後ママサポーター”を派遣します。

【対象者】

島原市に在住で、出産前後、近くにいる身内などにより育児や家事等の援助を受けられない方

【事業内容】

- ・ 利用料の一部を助成 750円/時間 ⇒ 個人負担額250円/時間
- 1. 授乳、おむつ交換、沐浴補助、その他家庭内の育児援助
- 2. 調理、居室掃除、洗濯、その他家庭内の家事援助
- 3. 育児、家事に関する相談、助言等



科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度	来年度以降	
	平成27年度までは県1/4補助 平成28年度から市単独事業として実施			上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書  
131P

事業名	【継続】 子ども・子育て支援事業費補助金				
当初予算額	財源内訳				(単位:千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1億6,934万0	5,172万0	5,408万2			6,353万8
事業期間					総事業費

【事業目的】

子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、「島原市子ども・子育て支援事業計画」に従い、子ども及びその保護者に必要な地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施します。

(【根拠法令】子ども・子育て支援法第59条及び第61条第1項)

【事業及び補助率】

事業名	補助率			補助金交付先
	国	県	市	
1 延長保育事業	1/3	1/3	1/3	・私立保育所 ・認定こども園 ※認定こども園は、新制度施行後から対象(H27~) ※2放課後児童健全育成事業のうち一部事業(母子家庭等児童助成事業)は県1/2、市1/2
2 放課後児童健全育成事業				
3 一時預かり事業				
4 地域子育て支援拠点事業				
5 病児保育事業				
6 障害児保育事業	-	-	10/10	
7 発達促進保育事業	-	-		

【事業別内訳】

(単位:千円)

事業名	事業費	H30当初予算			H29当初予算			増減額		
		財源内訳			財源内訳					
		国	県	市	国	県	市			
1 延長保育事業	14,877	4,958	4,958	4,961	14,436	4,811	4,811	4,814	441	
1 延長保育事業	保育所	13,915	4,958	4,958	4,961	13,536	4,811	4,811	4,814	379
	認定こども園	962				900				62
2 放課後児童健全育成事業	82,311	25,862	28,224	28,225	62,612	19,454	21,579	21,579	19,699	
3 一時預かり事業	20,184	6,728	6,728	6,728	18,861	6,286	6,286	6,289	1,323	
	17,597				15,740				1,857	
3 一時預かり事業	2,587	6,728	6,728	6,728	3,121	6,286	6,286	6,289	△ 534	
4 地域子育て支援拠点事業	37,690	12,563	12,563	12,564	37,395	12,464	12,464	12,467	295	
5 病児保育事業	4,828	1,609	1,609	1,610	4,814	1,604	1,604	1,606	14	
6 障害児保育事業	5,292	-	-	5,292	4,536	-	-	4,536	756	
7 発達促進保育事業	4,158	-	-	4,158	5,292	-	-	5,292	△ 1,134	
合計	169,340	51,720	54,082	63,538	147,946	44,619	46,744	56,583	21,394	

科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 未熟児養育医療給付事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
401万3	158万0	79万0		84万0	80万3
事業期間	平成25年度～			総事業費	

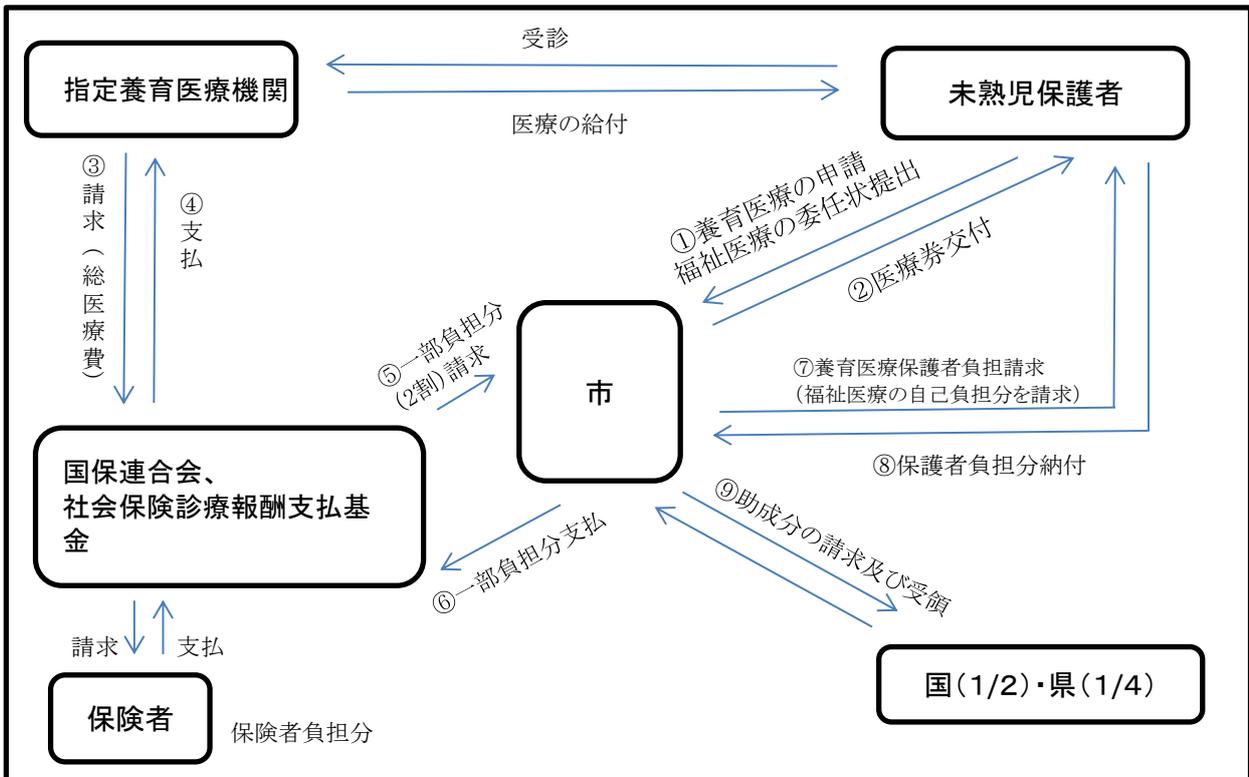
【事業目的】

養育のため入院治療が必要な未熟児に対して、その治療に要する医療費を給付することにより、乳児の健やかな育成を図ります。

【事業概要】

- <対象者> 医師が入院養育を必要と認めた未熟児
- <給付内容> 指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療費（保険診療の一部負担金）
- <給付方法> 【現物給付】市が保険診療の一部負担金（2割）を医療機関へ全額支払うもので、保護者は医療機関への医療費の支払いはありません。
- <保護者負担金> 世帯の課税状況により負担金が決めてられており市に納入します。
- 【補助率】 国1/2 県1/4

【概要図】



科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
137P

事業名	【継続】 すこやか赤ちゃん支援事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1,496万1			1,490万0		6万1
事業期間	平成25年度～			総事業費	

【事業目的】 乳幼児を養育している保護者に対し、第2子目からおむつ等の購入費用を助成することで子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを産み育てられる環境の向上を図ります。

【事業概要】 市が指定する販売店で使用できる「すこやか赤ちゃん券」を支給します。

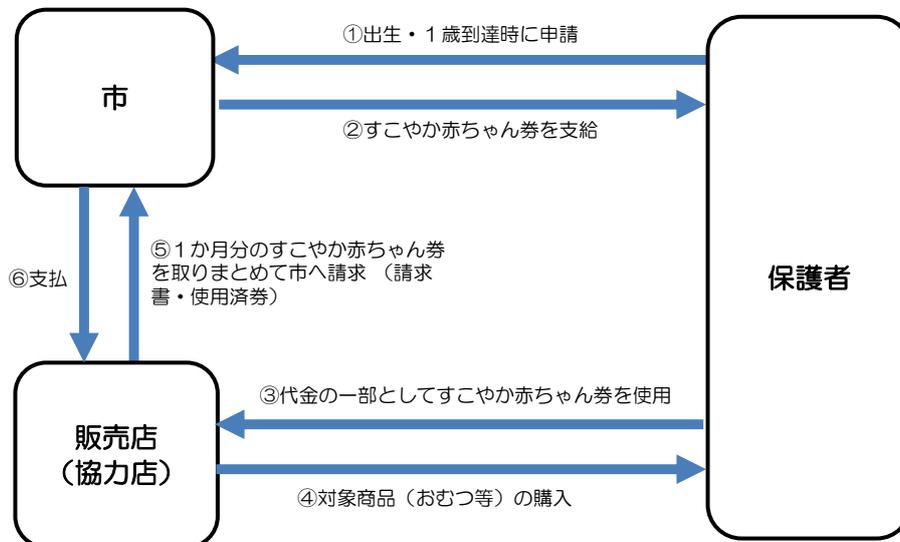
【対象者】 次の条件をいずれも満たす人  
 ①市内に住所を有し、かつ居住している人  
 ②満2歳未満の第2子以降の子どもと同居し、養育している人  
 (2歳になる誕生月の前月までが対象)  
 ※支給対象児の第2子以降の判定については、満18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の中で、数えるものとします。

【支給額】 第2子・・・月額 2,000円分の購入券 (年額 24,000円)  
 第3子以降・・・1人につき月額3,000円分の購入券 (年額 36,000円)  
 (出生時に0歳分を支給し、満1歳の誕生月に1歳分を支給する。)

【取扱店】 取扱店登録をした市内の店舗数は20店舗

【対象商品】 おむつ関連用品	紙・布おむつ、おむつカバー、おしりふき 等
授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機 等
離乳食関連用品	離乳食、食器、保存ケース 等

～事業スキーム～



科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書  
137P

事業名	【継続】				
	子どものための教育・保育給付費				

当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
24億3,728万6	9億7,413万9	5億615万4	1億2,940万0	1億7,521万7	6億5,237万6

事業期間		総事業費	
------	--	------	--

【事業目的】

平成27年4月から本格施行した子ども・子育て支援新制度において、従来それぞれに行われていた保育所、幼稚園、認定こども園への財政支援を、「施設型給付」を創設することで、新制度に移行した施設への共通化した財政支援を行います。

【負担割合】

○1号認定（教育） 全国統一費用部分 73.4% 国 1/2、県 1/4、市 1/4  
地方単独負担部分 26.6% 県 1/2、市 1/2

○2・3号認定（保育） 国 1/2、県 1/4、市 1/4

保育所（私立）

施設名	給付費
白山保育園	66,710,400
浦田保育園	68,878,920
おさなご園	103,422,960
こひつじ保育園	83,852,730
たけしま保育園	120,956,250
みどり保育園	118,401,240
わかかさ園保育所	108,256,310
愛児保育園	95,926,440
安德保育園	115,487,250
桜花保育園	62,619,600
山寺保育園	78,875,790
寺町保育園	66,084,080
春陽保育園	127,376,370
中木場保育園	100,292,800
美祢保育園	34,569,290
みやま保育園	60,070,840
向陵保育園	86,741,800
東向保育園	59,534,240
心香保育園	119,710,000
誓願幼児園	80,754,390
恵祥保育園	75,431,490
市外	76,931,540
私立計	1,910,884,730

認定こども園

(単位：円)

施設名	認定区分	経費総額 a	保育料 (園収入) b	給付費 a-b	給付費計 (教育+保育)
ありあけ幼稚園	教育	29,830,640	2,990,720	26,839,920	85,669,280
	保育	63,331,760	4,502,400	58,829,360	
勝光幼稚園	教育	6,847,960	657,030	6,190,930	71,968,540
	保育	70,806,810	5,029,200	65,777,610	
ひかわ第一幼稚園	教育	37,673,588	9,032,130	28,641,458	109,395,048
	保育	95,812,390	15,058,800	80,753,590	
清華こども園	教育	11,615,650	758,100	10,857,550	87,727,790
	保育	87,450,640	10,580,400	76,870,240	
島原幼稚園	教育	50,324,340	6,184,610	44,139,730	132,401,890
	保育	99,668,160	11,406,000	88,262,160	
市外	教育	7,207,680	464,210	6,743,470	39,237,790
	保育	34,678,320	2,184,000	32,494,320	
計	教育	143,499,858	20,086,800	123,413,058	526,400,338
	保育	451,748,080	48,760,800	402,987,280	

合計

	認定区分	入所児童数 (市民)	給付費
認定こども園	教育	152	123,413,058
	保育	348	402,987,280
保育所（私立）	保育	1,526	1,910,884,730
計		2,026	2,437,285,068

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書  
137P

事業名	【継続】 児童手当給付費				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
7億1,736万0	4億9,784万0	1億976万0			1億976万0
事業期間					総事業費

【事業目的】

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな育ちに寄与することを目的としています。

【事業内容】

中学校修了までの児童を監護し、かつ、一定の生計関係を有する場合、その父母又は養育者に児童手当を支給します。(月額は以下のとおり)

児童一人あたりの支給月額	対象児童	所得制限	
		限度額未満の世帯	限度額以上の世帯
	3歳未満(一律)	15,000円	【特例給付】 一律5,000円
	3歳以上小学校修了まで(第1子・第2子)	10,000円	
	3歳以上小学校修了まで(第3子以降)	15,000円	
	中学生(一律)	10,000円	

※ 支給月は、6月・10月・2月の年3回支給

【負担割合】

支給対象児童		国	県	市
0歳～3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6
所得制限以上世帯		4/6	1/6	1/6

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引続き実施予定

事業名	【継続】 児童扶養手当給付費				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2億7,606万0	9,201万9				1億8,404万1
事業期間				総事業費	

【事業目的】

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給し、児童が心身ともに健やかに成長できるよう、児童の福祉の増進を図ります。

【事業概要】

(1) 支給対象者

次の条件にあてはまる18歳到達後最初の3月31日までにいる者（一定の障害を有する場合は20歳未満）を監護している父、母または養育者に支給します。

- ①父母が離婚した子
- ②父または母が死亡した子
- ③父または母が重度の障害にある子
- ④父または母の生死が明らかでない
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている子
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている子
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子
- ⑧母が婚姻しないで生まれた子

(2) 支給額

受給資格者等の所得に応じて、手当の一部又は全部の支給が制限されます。

区分	全部支給（月額）	一部支給（月額） ※所得に応じて決定
児童1人のとき	42,500円	42,490円～10,030円
児童2人のとき	10,040円	10,030円～5,020円
児童3人以上のとき (児童1人につき)	6,020円	6,010円～3,010円

(3) 支給月

4月・8月・12月の年3回支給

※負担割合 国1/3 市2/3

科目	3款	2項	2目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ (H29.4月分より第2子以降の 加算額にも物価スライド制を 導入)			引続き実施予定 (H30.8月分から全部支給所得 制限限度額引き上げ)		引続き実施予定 【H31.11月支給(8月～11月 分)から隔月支給(年6回)に 変更】

事業名	【継続】 生活保護事業（扶助費）				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
9億7,820万1	7億3,177万5	2,520万0			2億2,122万6
事業期間				総事業費	

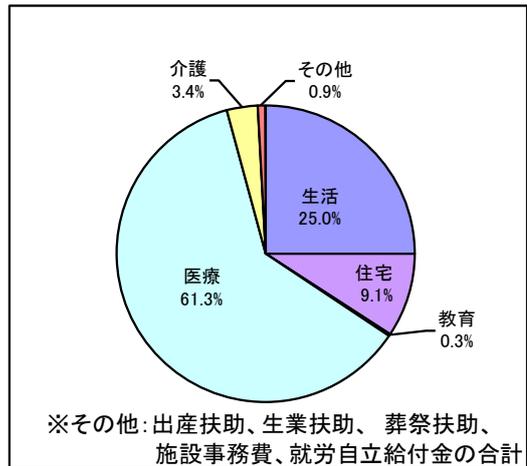
【事業目的】

生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援します。

【事業概要】

(単位：千円)

扶助等の種類	内容	予算額
生活扶助	生活に必要な食費や光熱水費などの費用	2億4,503万8
住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用	8,904万0
教育扶助	学用品、学級費、教材費、給食費など義務教育にかかる費用	322万3
医療扶助	病気やけがの治療のため、診察、薬剤などにかかる費用	5億9,933万7
出産扶助	出産のための費用	42万0
生業扶助	仕事に就くための費用、高校に就学するための費用	312万8
葬祭扶助	葬祭の費用	144万3
介護扶助	介護サービスを受けるための費用	3,317万7
施設事務費	※救護施設事務費	314万5
就労自立給付金	安定した職業につき保護を要しなくなった世帯に対する給付金	25万0
合計		9億7,820万1



※ 救護施設とは、身体や精神に障害があり、経済的な問題を含めて日常生活を営むことが困難な人が、健康で安心して生活するための施設

	25年度	26年度	27年度	28年度
決算額（千円）	8億1,942万5	8億8,724万0	9億9,486万5	9億4,488万7
世帯数（月平均）	413世帯	432世帯	450世帯	432世帯
人員数（月平均）	560人	587人	602人	565人

科目	3款	3項	2目	目名称	扶助費	福祉課
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		上記事業概要と同じ